

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、
感染予防の設備・備品等に要した経費を補助します。



事業所等の感染症防止対策支援事業補助金募集要項

◆ 補助金について

【補助金の目的】

新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けた取り組みを推進し、「新しい生活様式」に対応した感染防止対策を行う事業者に対し、感染予防の設備・備品等に要した経費の一部を補助することにより、事業所等の利用者が安心できる環境づくりを推進し、町内経済の活性化を図ることを目的とします。

【補助対象者】

町内に事業所等を有する法人又は個人事業者であり、法人町民税か住民税を納めている方

【補助対象経費】

3密の解消・飛沫感染の防止・接触感染の防止・感染疑いの回避につながる事業所等の改修、設置備品の購入に要する経費 ※詳細については、裏面をご参照ください。

【補助対象期間】

令和2年10月1日から令和2年12月31日までに事業完了した経費

【補助金額等】

1事業者1回限り 10万円(補助率 10/10) ※消費税を除く経費が対象となります。

◆ 申請について

【申請期間】

令和2年10月1日から令和3年1月31日まで ※消印有効

【申請方法】

持参:江北町役場産業課商工係

郵送:〒849-0592 杵島郡江北町大字山口 1651 番地 1 江北町役場産業課 宛

【ご提出いただく書類】

◇ 交付申請及び請求

(1) 交付申請書兼請求書(様式第1号) ※左記の様式は、補助金交付要綱にあります。

(2) 設備の改修及び備品の設置場所が分かる位置図

◇ 実績報告

(1) 江北町事業所等の感染症防止対策支援事業補助金実績報告書(様式第5号)

(2) 江北町事業所等の感染症防止対策支援事業補助金収支決算書

※上記2つの様式は、補助金交付要綱にあります。

(3) 前号に記載された経費の支出を証明する領収書等の写し

(4) 改修工事、備品購入等の内容が確認できる写真(完了場所等の写真)

※支払い完了後に申請する場合は、交付申請書兼請求書と実績報告書を同時に提出してください。

【お問合せ】

江北町役場産業課商工係 ☎ 0952-86-5615 ※受付時間:平日8時30分~17時15分

◆事業所等の感染防止対策支援事業【補助対象経費(例)】

区分			補助対象経費(例)	補助対象外経費(例)
改修	3密解消	間隔	客席の間隔を空けるための改修	
		窓	窓の増設・拡大	網戸の設置、張替
			固定窓から開閉窓への改修	
	飛沫感染		換気扇の新設	
			アクリル板の新設	アクリル板の取替
			ビニールカーテンの新設	交換用ビニールシート
	接触感染	手洗い	客席間の壁の新設	
			手洗い場の新設・増設	
			接触型から非接触型水栓への改修	
		ドア	自動ドアの新設	
トイレ		接触型から非接触型トイレへの改修	トイレの新設、水洗工事	
	非接触型自動照明の新設			
	その他	壁紙、床材の改修(新型コロナウイルス抑制等の効果が証明できるものに限る)		
備品	3密解消		エアコン(換気機能付きに限る)	サーキュレーター、扇風機
			オゾン発生器(新型コロナウイルス抑制等の効果が証明できるものに限る)	
	飛沫感染		アクリル板、ビニールカーテン	マスク、フェイスガード
			パーテーション	
			テーブルオーダーシステム新規導入費	
	接触感染		自動手指消毒器	消毒液
			キャッシュレス新規導入費	
			セルフレジ新規導入費	
感染疑い		体温検知カメラ	非接触型体温計	

その他対象外経費	消耗品費(備品設置に要するものは除く)、修繕費、レンタル・リース料、保守料、金融機関への振込手数料、代引手数料、保証・保険料、租税公課、人件費、水道光熱費、通信運搬費、汎用性の高いパソコンやタブレット等(感染防止対策に必須かつ専用で必要最低限のものは除く)、必要な書類を用意できないもの、自社内の取引によるもの、直接的に感染防止対策につながらないと考えられるもの
----------	---